

# マイナンバー制度について



# 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

# 番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

## ①付番

## ②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

## ③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

# 社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

## 個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

## 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

## 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

## 情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

## 個人番号の利用分野

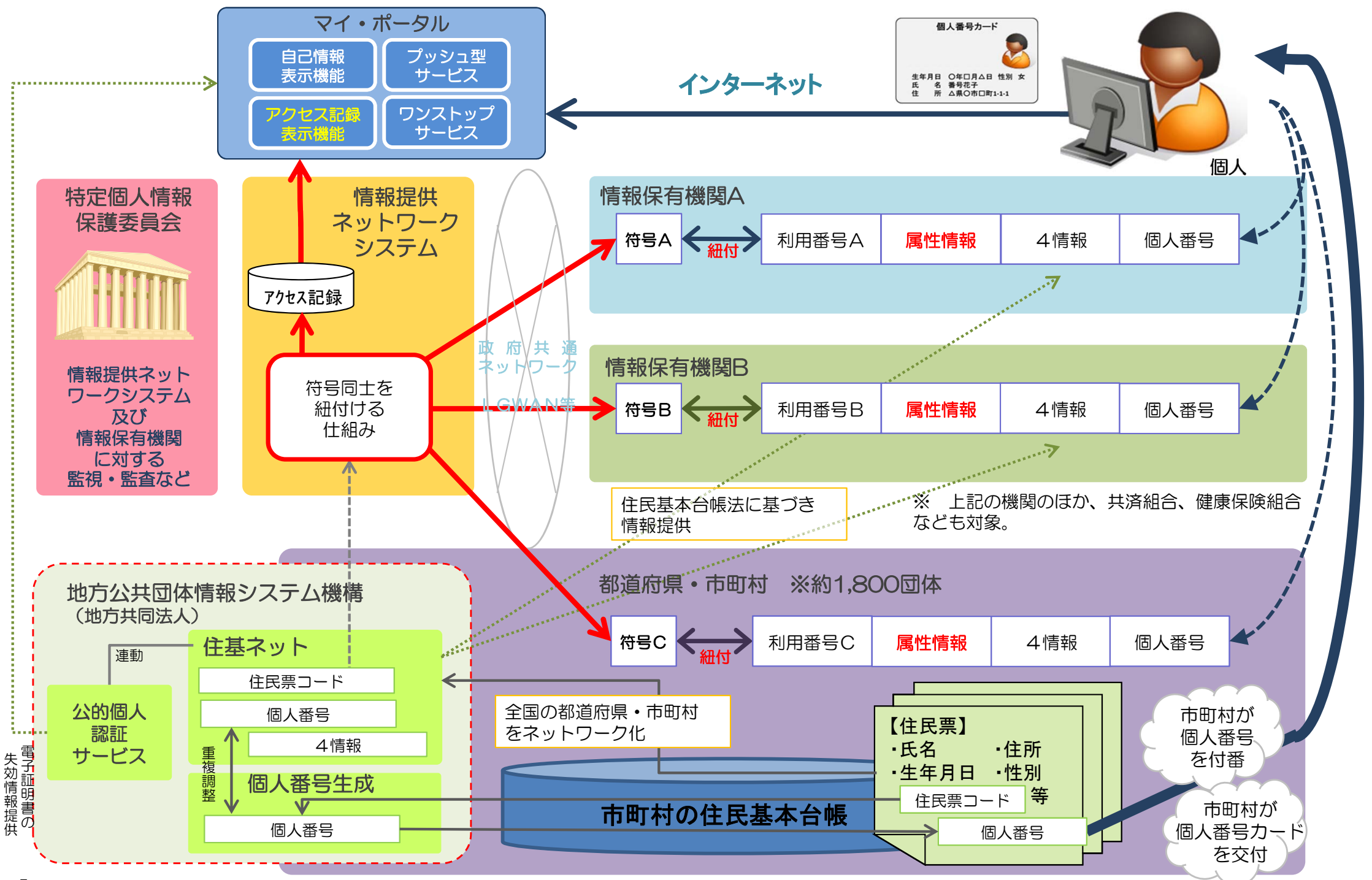
社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者台帳の作成に関する事務に利用 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

# 番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について（案）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
番号法			H27.10～		
				H28.1～	
					H29.1～国等(H29.7～地方公共団体)
番号法				付番・通知	
番号法				個人番号利用、個人番号カード交付	
番号法					情報連携
機構法	H26.4.1～	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関)	機構		
			個人番号の住民票への記載		
	本人確認情報(住民票コード)の提供		本人確認情報(個人番号)の提供		
	住基カードの交付		住基カードの経過措置		
				情報連携関連規定	
公的個人認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関)	機構		
	電子署名		電子署名・電子利用者証明		
			検証者の民間拡大		

# 社会保障・税番号制度のイメージ





# 番号制度導入によるメリット ～導入前～

## 住 民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、**添付書類**を揃える。



### 各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)

各種添付書類等



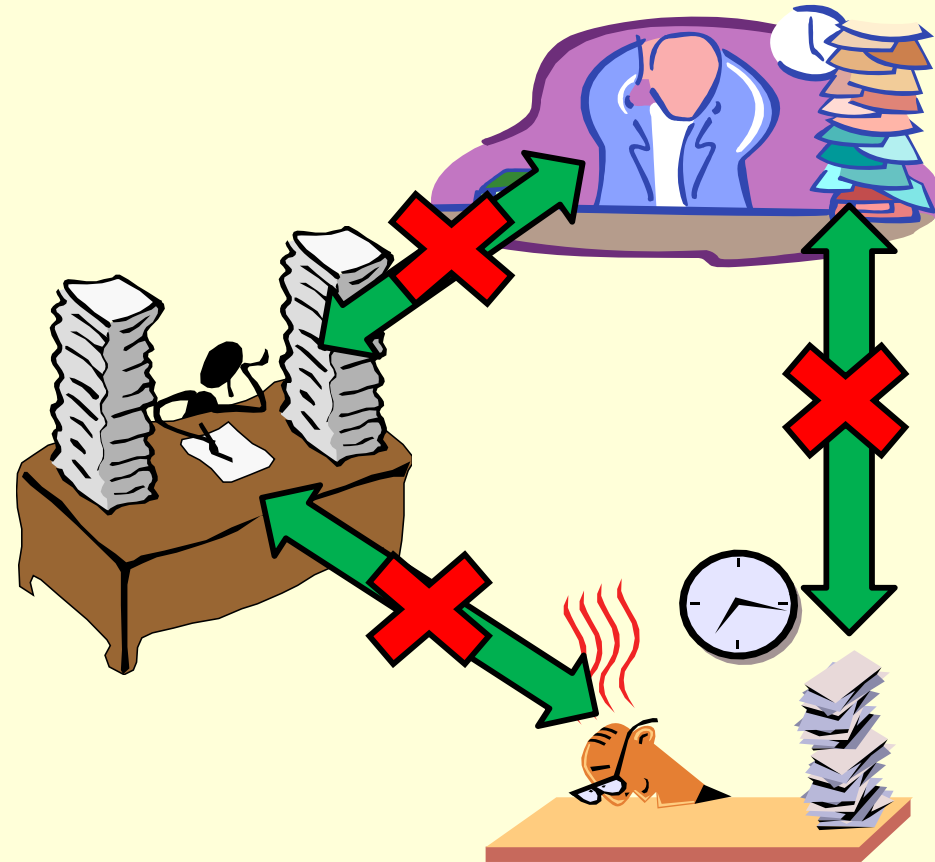
行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における**情報の連携が不足**していること等から、**本来給付を受けることができるが未受給となっている者**がいる一方で、**本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者**がいる状況が発生。

## 行 政

### ① 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、**転記・照合・電算入力ミス**が発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

### ② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

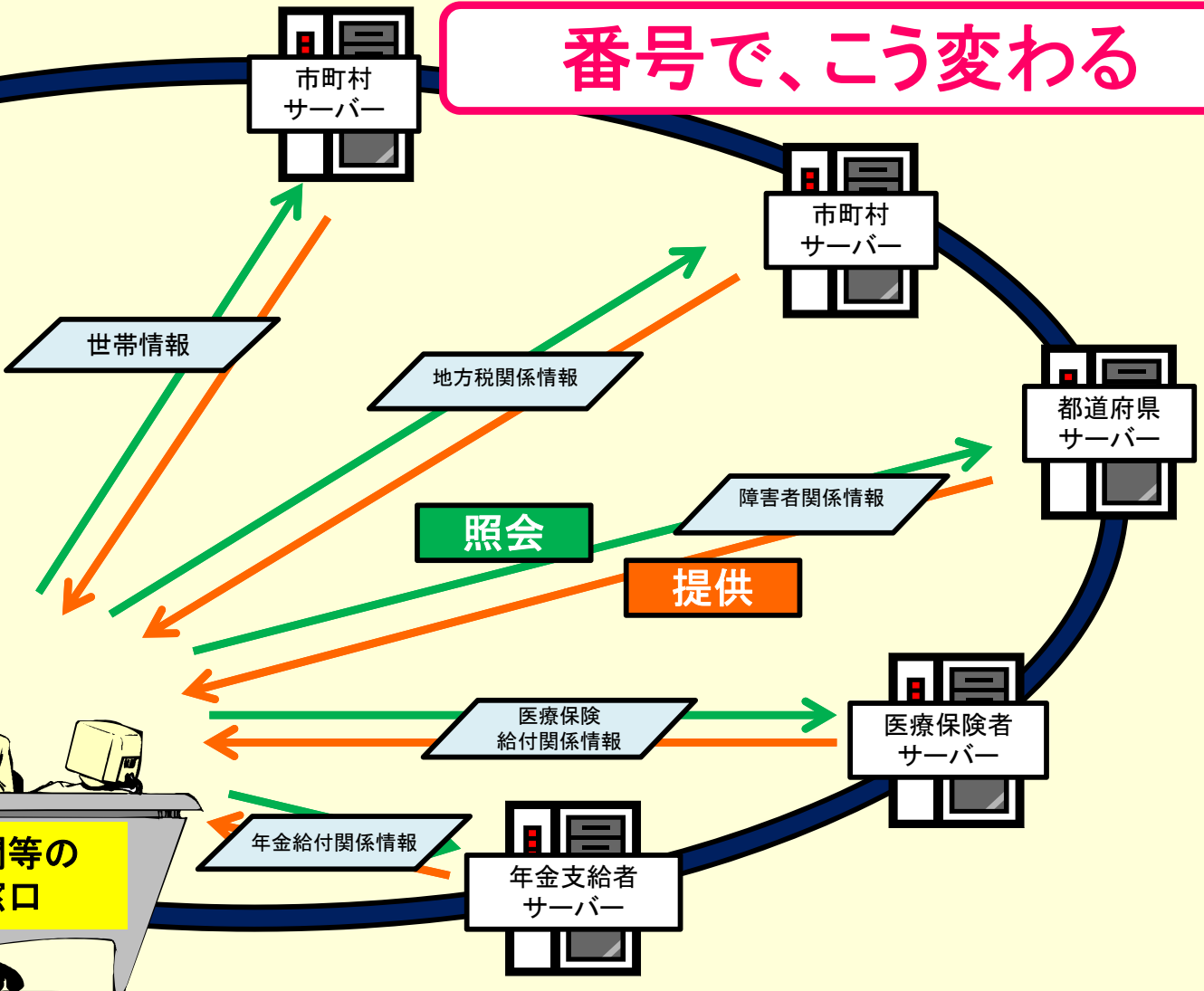


# 番号制度導入によるメリット ～導入後～

番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。

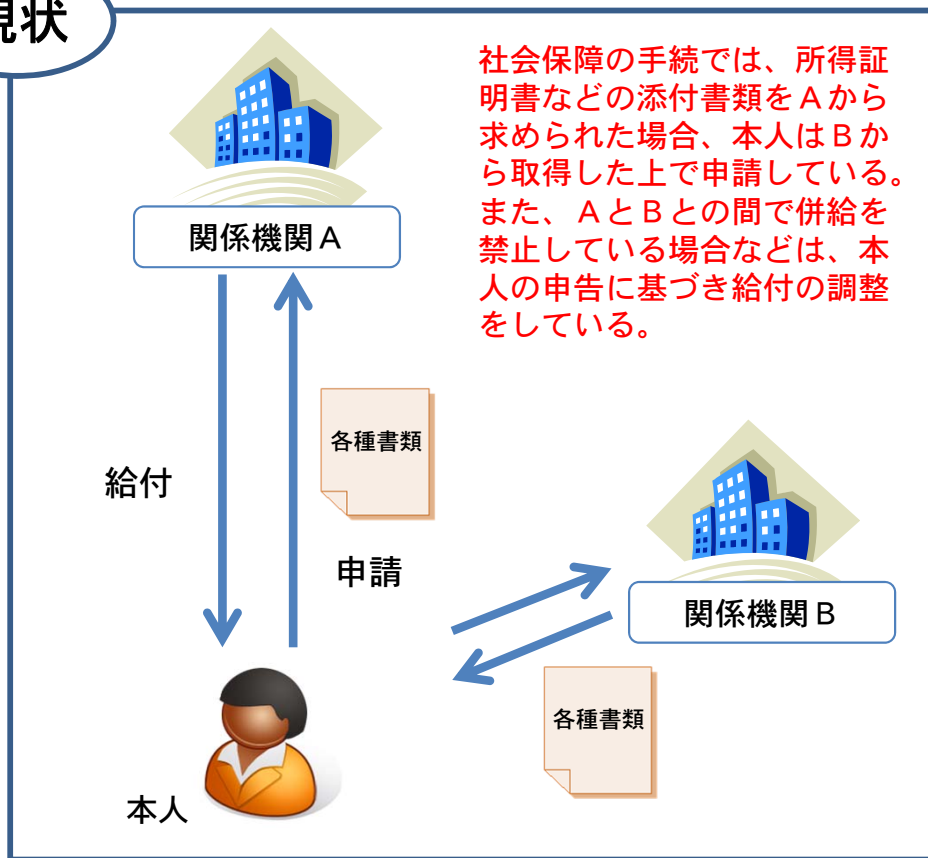


諸手当申請書

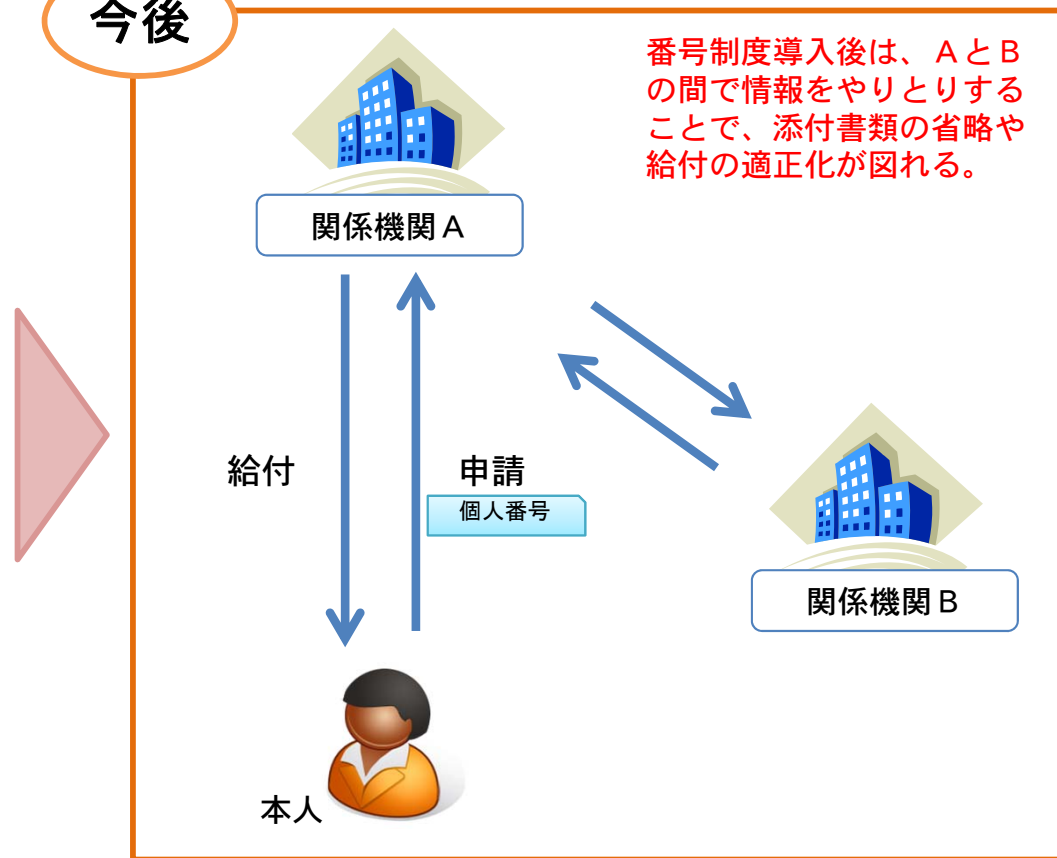
社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。

# 社会保障分野における番号の利用例

現状



今後



## ① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

## ② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

## ③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

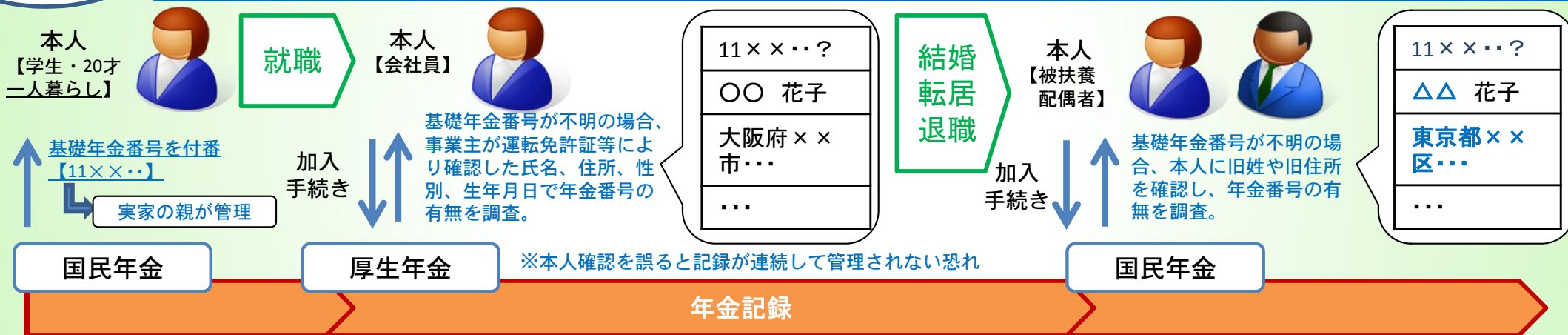
→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

# 年金分野における番号の利用例

「個人番号」の導入により、より確実かつ効率的な本人確認、記録の管理が可能

## 現状

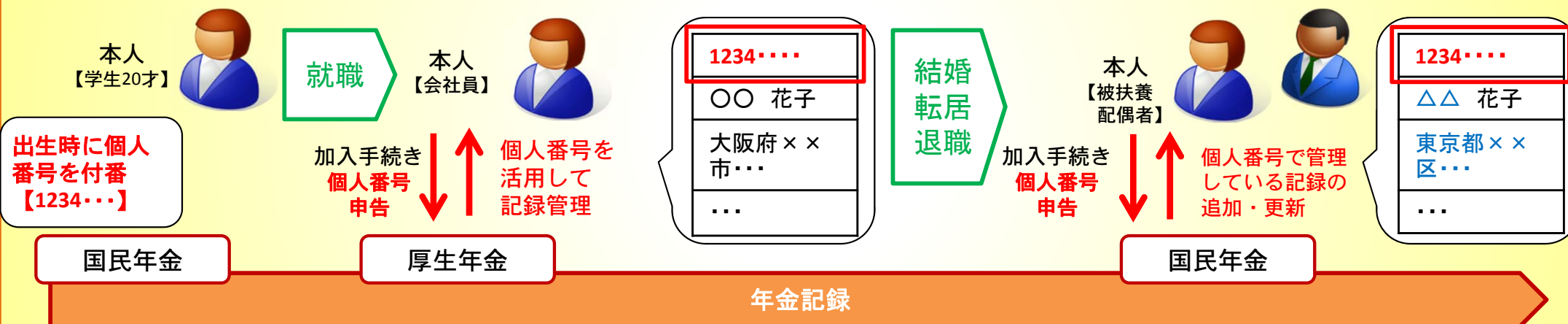
年金制度加入手続き時に、基礎年金番号を保有しているかどうかを調査するために、慎重な本人確認が必要。



## 個人番号導入

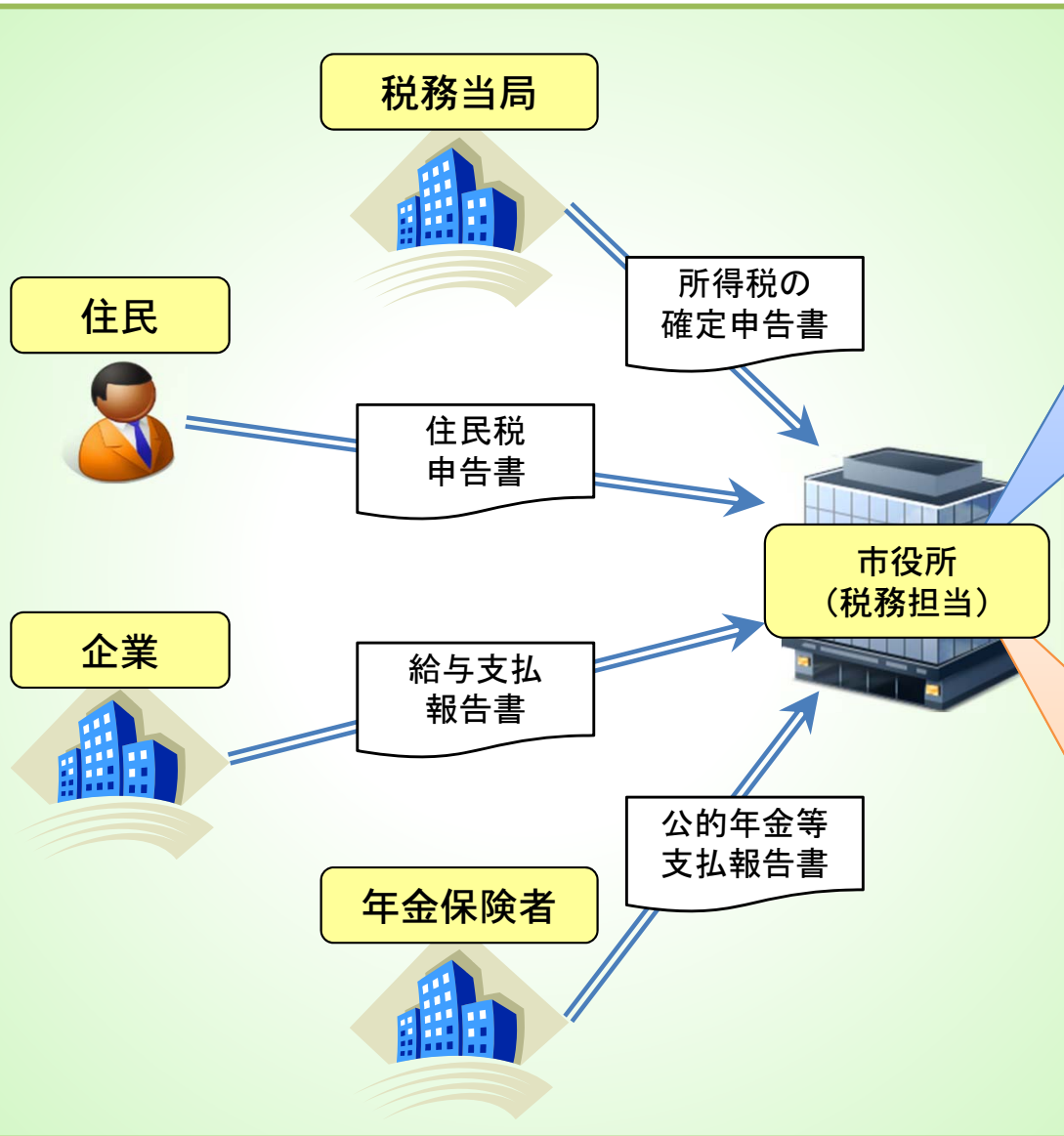
年金制度加入時に申告していただく「個人番号」により、確実かつ効率的な本人確認を実現。

※個人番号は日常での使用頻度が高いため、不明となるケースは稀



# 税分野における番号の利用例

市役所が個人住民税の賦課計算を行う場合に、納税者の所得情報を正確かつ効率的に把握できるようになります。



## 現状

各機関から提出される資料を、「氏名・住所・生年月日」をキーとして、名寄せを行っている。

同姓同名の者がいたり、年度途中で引っ越しを行った者がいたり、**同一人であることを識別に手間がかかり**、正確かつ効率的な名寄せが困難。



## 番号導入

## 今後

各機関から提出される資料に記載されることとなる「個人番号」をキーとして、名寄せを行う。

個人番号は唯一無二のものであり、**同一人であることを確実に識別することができる**ので、正確かつ効率的な名寄せが可能。



# マイ・ポータル

- 政府は、法律施行後1年を目途として、**情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)**を設置する。(マイナンバー法附則第6条第5項)



## マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能(附則第6条第5項)

自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能(附則第6条第6項第1号)

プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能(附則第6条第6項第2号)

ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能(附則第6条第6項第3号)



# 社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

## 番号制度に対する国民の懸念

個人情報漏えいするのではないか？  
個人情報が悪用されるのではないか？

個人番号によって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？

国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？

番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報  
社会への対応

諸外国の問題点  
を踏まえた制度

広報による番号  
制度の正しい理解

最高裁合憲判決を  
踏まえた制度設計

## 制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（番号法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（番号法第16条）
- 番号法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（番号法第26条、第27条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（番号法第54条）
- 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認（番号法附則第6条第5項）等

## システム上の安全措置

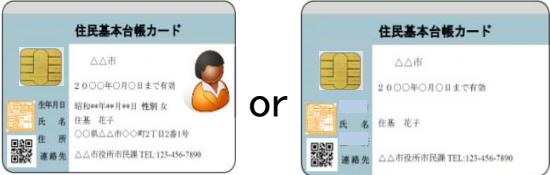
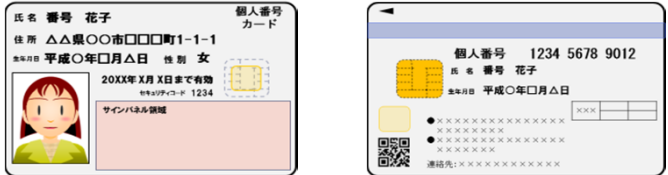
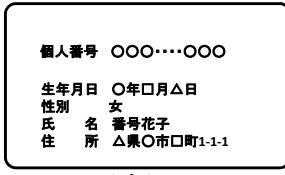
- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（番号法第2条第14項）
- アクセス制御により、番号法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（番号法第24条）

等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決の趣旨  
（最判平成20年3月6日）

- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

# 個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
<b>1 様式</b>	 <p>○住民票コードの券面記載なし</p> <p>○顔写真は選択制</p>	 <p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)</p> <p>○顔写真を券面に記載</p>	 <p>○個人番号を券面に記載</p> <p>○顔写真なし</p>
<b>2 作成・交付</b>	<p>○即日交付又は窓口へ2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p>	<p>○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:今後検討</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし</p> <p>○交付事務は法定受託事務</p>
<b>3 利便性</b>	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用</p> <p>○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</p> <p>○市町村、都道府県、国の機関等による付加サービスの利用</p> <p>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能</p> <p>(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

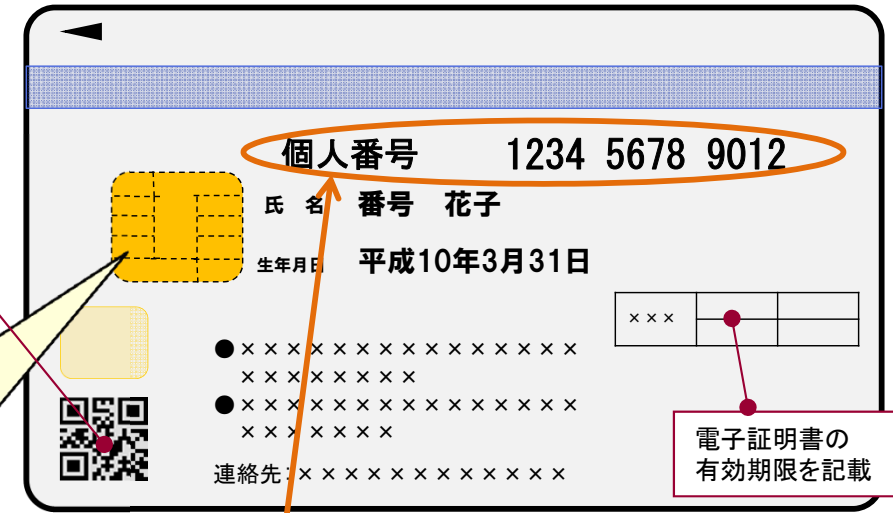


# 個人番号カードの3つの利用箇所について

## 個人番号カードの表面（案）



## 個人番号カードの裏面（案）

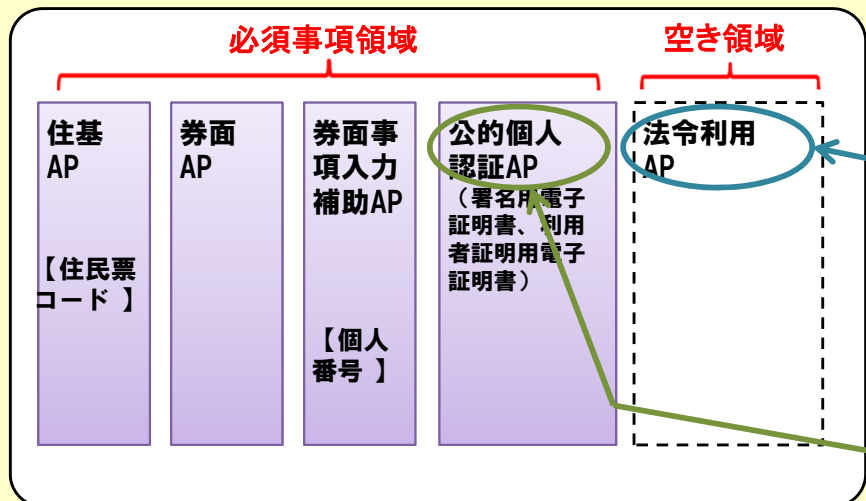


住所変更などがあった場合に利用。

QRコードで、個人番号12桁を記録する。

電子証明書の有効期限を記載

## 個人番号カードのICチップ内の構成



### (1) 個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。  
また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

### (2) ICチップの空き領域

市町村、都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・コンビニ交付
- ・証明書自動交付機
- ・図書館利用
- ・公共施設予約
- ・地域の買い物ポイント 等

### (3) 電子証明書

行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。  
イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

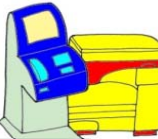
# 個人番号カードの普及について

## 公的機関が発行し、国民全員が 取得可能な唯一のICカード身分証明書

- ※個人番号制度の基盤となるカード
- ※搭載された電子証明書でマイ・ポータルにログイン
- ※個人番号確認・本人確認を一枚で実現
- ※無駄のない発行手続
  - ・通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書を送付
  - ・原則、市町村への一度の来庁で交付
  - ・発行手数料について可能な限り負担が生じないように検討

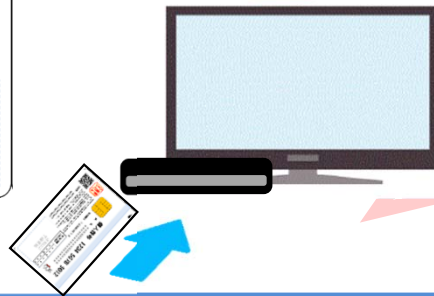
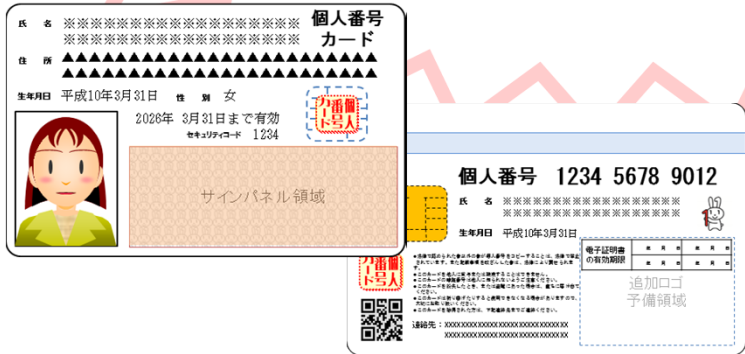
## 地方公共団体等が カードアプリでサービス提供

- (例)住民票の写しのコンビニ交付、  
印鑑登録証、図書館カードとしての  
利用など



## スマートフォン、CATVで カードを利用

- ※今後普及の進むNFCモデル  
スマートフォンをカードリーダー  
として利用(予定)
- ※CATVでの利用については  
総務省で調査研究を実施中

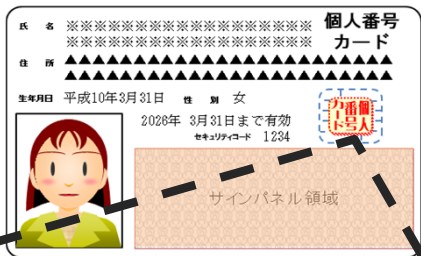


個人番号カードに搭載された電子証明書は、民間のオンライン  
手続にも利用可能に

(例)インターネットバンキング、オンラインショッピング

※総務大臣の認定を受けた民間事業者の手続に利用可。

# 個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



## 公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

## 署名用電子証明書(既存)

(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。



署名用  
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

## 電子証明書のイメージ

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区 〇ヶ〇 2-1-1
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

※基本4情報を記録

## 利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイ・ポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用  
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

## 電子証明書のイメージ

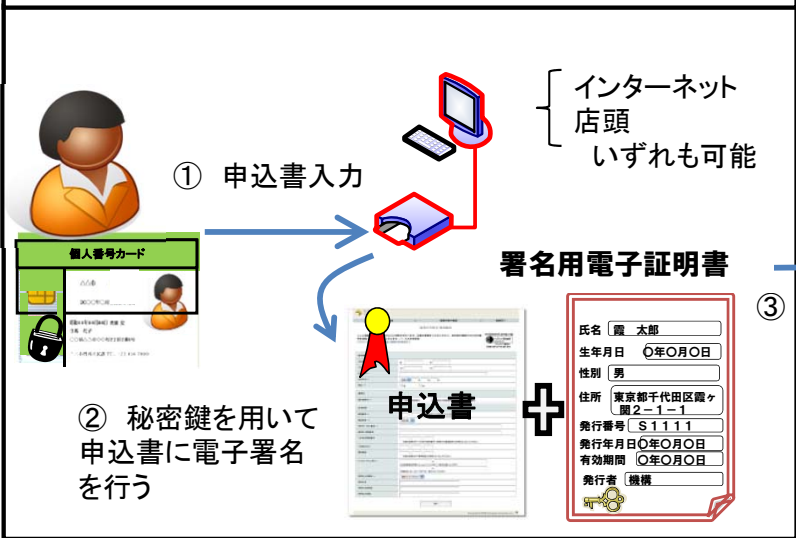
発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用  
公開鍵

※基本4情報の記録なし

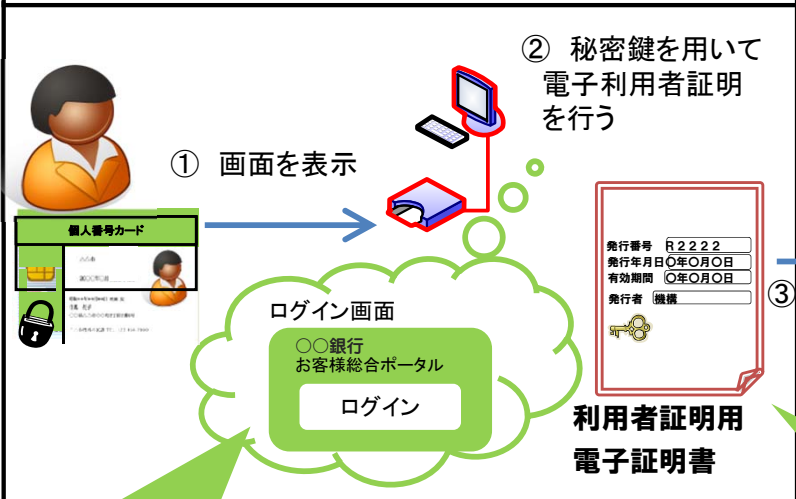
# 新しい公的個人認証サービス（署名と利用者証明）活用フロー（イメージ）

## 口座開設申込み



## 次回以降の手順

## ネット上での取引など

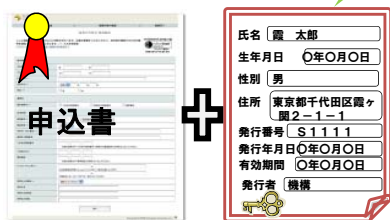


ID/パスワードを超えるセキュリティ水準を確保

基本4情報をネット上に流通させることなく安全にログインができる

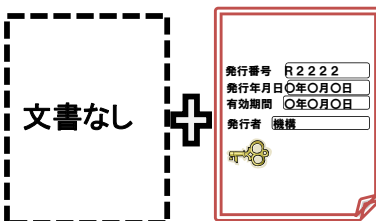
## 署名検証者（金融機関など）

- ④ 署名検証
- ・公開鍵に対応する秘密鍵で署名されたか
  - ・電子証明書が有効か



- ・本人申請内容確認  
(オンライン申請内容と電子証明書内容との突合)
- ・申請内容の登録
- ・二つの電子証明書を紐付けて管理  
(S1111-R2222)

- ④' 利用者証明検証



## 地方公共団体情報システム機構

口座開設時の本人  
確認書類に相当

- ⑤ 有効性確認の依頼

- ⑥ 有効性確認結果

- ⑦ 署名用電子証明書の発行番号(S1111)を送信

- ⑧ 利用者証明用電子証明書の発行番号を(R2222)回答

- ⑤' 有効性確認の依頼

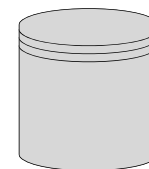
- ⑥' 有効性確認結果

署名用電子証明書サーバ



有効でない場合は、顧客の住所が変更されている可能性等を把握。

電子証明書の紐付け情報データベース



利用者証明用電子証明書サーバ



顧客の利用者証明用電子証明書が送信された際に、発行番号を確認すれば、どこの誰からのアクセスなのか判明！！



# マイナンバー等分科会 中間とりまとめ（案）の概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

## 【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

<p><b>個人番号カード</b></p> <p>誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化／一体化</li> <li>・ コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大</li> <li>・ 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知</li> <li>・ オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大</li> <li>・ 取得に係る本人負担の軽減 等</li> </ul>
<p><b>マイポータル/マイガバメント</b></p> <p>暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧</li> <li>・ 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス</li> <li>・ 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス</li> <li>・ サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み</li> <li>・ シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤</li> <li>・ スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大</li> <li>・ 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備</li> </ul>
<p><b>個人番号/法人番号</b></p> <p>名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し</li> <li>・ 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底</li> <li>・ 法人番号を利用した法人ポータルの構築</li> </ul>

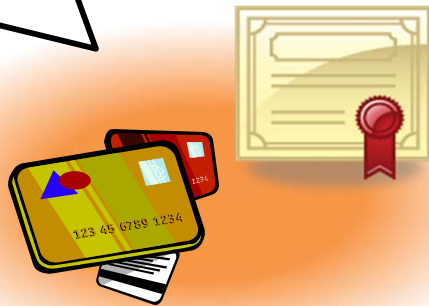
これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討

18 ①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

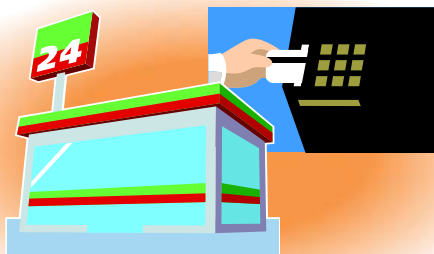
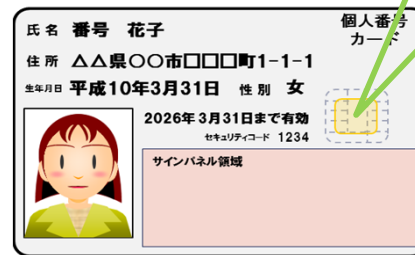
# 個人番号カードの普及・利活用

「世界最先端のIT利活用社会」実現に向け、日本国に住民票のある人であれば誰でも取得できる実生活／オンラインの本人確認手段として、個人番号カードの普及・利活用を拡大。

職場・役所・病院等で必要なカード類(健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書等)や、紛失等の恐れのある国家資格等の資格の証明書を、個人番号カードに一体化／一元化



個人番号カードで利用できる、安全・安心なオンライン本人確認手段である公的個人認証サービスについて、対面・書面に代えて、官民の様々な手続きに利用を拡大



窓口外、時間外の利用が可能なコンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスを拡大




身近な公的身分証明書として、様々な官民の本人確認を要する場面で利用できるようにするとともに、取得に係る本人負担を軽減

# 公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

## 公的個人認証の民間拡大

電子証明書



氏名	番号	花子	個人番号 カード
住所	△△県○○市□□□町1-1-1		
生年月日	平成10年3月31日	性別	女
	2026年3月31日まで有効 セキュリティコード 1234		
サインパネル領域			



### ①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

### ②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

### ③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

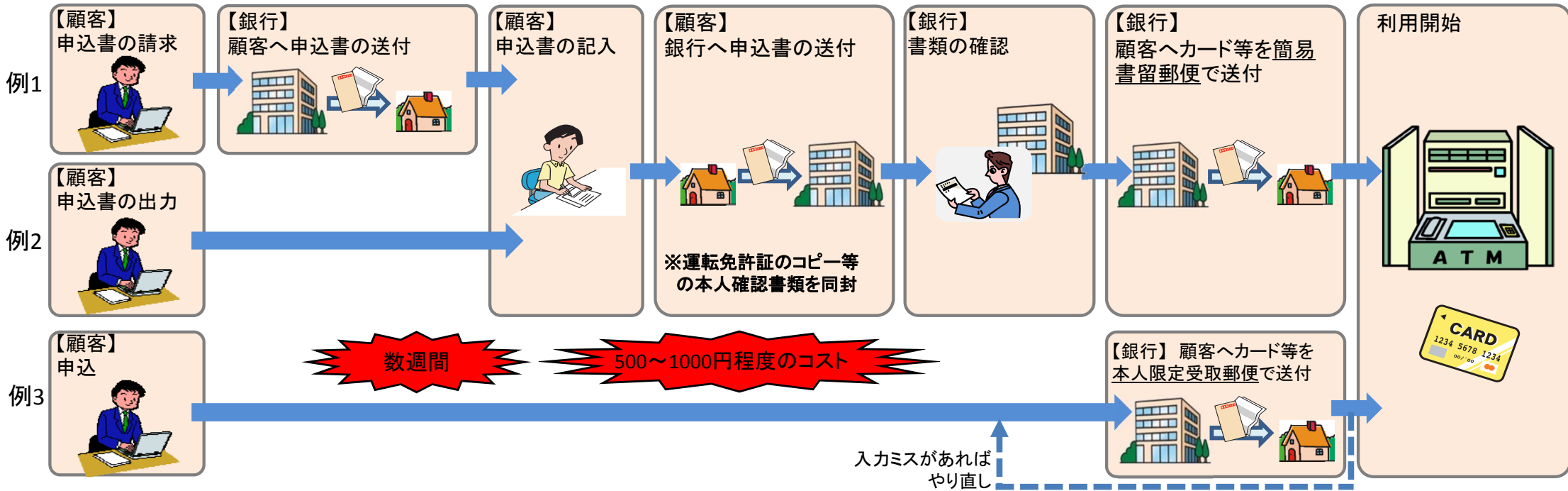
### ④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。



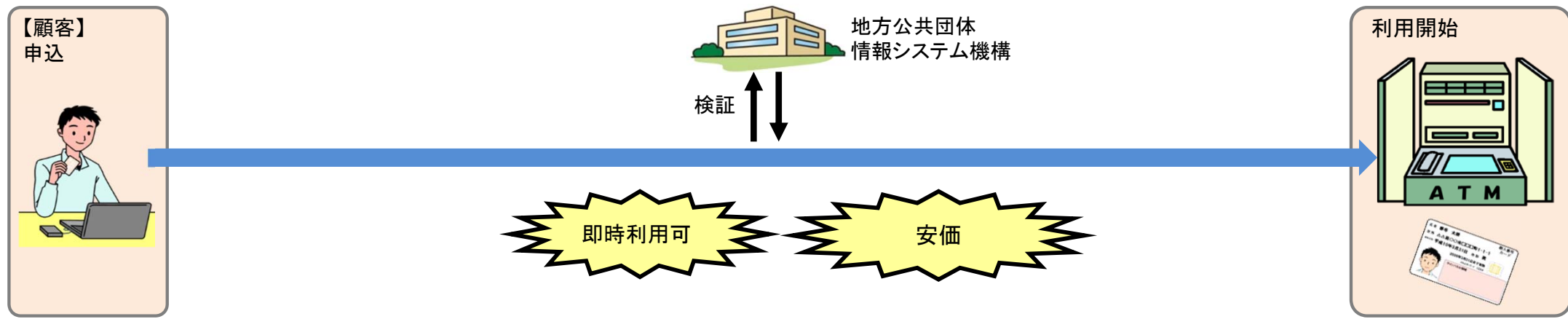
# 公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）【銀行の例】～

**従来** 申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



## 公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



# マイポータル/マイガバメントの構築

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム(いわゆるマイポータル)を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する(※名称については見直しを検討)。

## 提供する主なサービス

### 利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

### プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報(政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等)を提供

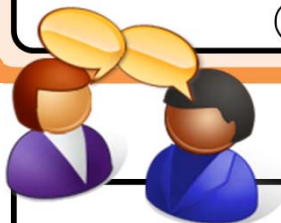
### ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要な官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

## 利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み(マイポータル/電子私書箱)  
(例: 生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等)

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤  
(例: 民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等)



サポートを受けながらの利用や  
代理人による利用に係る環境整備



スマートフォンやCATV等、  
利用チャンネルや認証手段を拡大

# 個人番号／法人番号

## 【個人番号】

- **個人番号を利用した業務見直し**  
国において、個人番号を利用する事務について、システムによる情報連携を念頭に、対面・書面の必要性を含め、業務・システムの見直しを進めるとともに、同様の対応が求められる地方公共団体に対し、法令解釈やシステム仕様等について、必要な助言・情報提供等の支援を行う。
- **個人番号の利用範囲の拡大**  
現行可能なマイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、情報連携等により更なるメリットが期待される事務、具体的には①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番（口座名義人の特定・現況確認等に係る事務）、④医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、⑤自動車の登録に係る事務について、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、個人番号の利用範囲の拡大や制度基盤の活用を検討する。

## 【法人番号】

- **行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与**  
国や地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告等）を公開する際に、法人番号を併せて公開することで、検索・利用を容易にする。そのために、関連する行政手続きにおいて法人番号を求め、法人情報の適切な管理を図る。
- **「法人ポータル」の構築**  
法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧、調達や補助金等に係る情報入手や、各種のオンライン手続き等を行える「法人ポータル」を構築する。
- **既存の番号との連携拡大等**  
国内外で法人に付されている既存の番号との連携を進めるとともに、個人事業主等に対する付番等について、具体的な利用ニーズ等を検討する。

# マイナンバー制度に係る政府の方針①

## 世界最先端IT国家創造宣言 改定(平成26年6月24日 閣議決定)

政府の情報システムについては、個人番号カード等による本人認証を一括して行える認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討し、システム間のシームレスなアクセスを実現するほか、情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATV など、多様なチャネルで利用可能とするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結させることを可能とする「マイガバメント（仮称）」を実現する。

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築する。

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

## 世界最先端IT国家創造宣言 工程表 改定(平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略(IT戦略)本部決定)

### ○マイナンバー制度の導入

- ・2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。
- ・2017年1月の運用開始に向け、情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの構築を行う。

### ○「マイガバメント（仮称）」の実現

・情報提供等記録開示システムの活用を前提に、主な機能・内容（利用者に係る医療・介護・健康情報等の自己情報の閲覧、個人向けプッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、サービスに必要な法定文書等をデータで入手・利用・送達する仕組み等）に係る検討を行い、所要のシステム構築や制度見直しを進める。

・官民のオンラインサービスをシームレスな連携（民間ポータルとの連携、納税手続におけるe-Taxと銀行サイトとのID連携等）を可能とするため、サービスの認証レベル等について整理・見直しを行うほか、個人番号カード等による本人認証を一括して行える、政府情報システムの認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討するなど、本人確認やAPI等の連携の枠組みを構築する。

・国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やCATV等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックスへの個人番号カードの読み取り機能の内蔵など、具体的なあり方を検討する。

・公共施設等への端末設置や代理利用の整理等、いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策の検討を行う。

（→ 次頁へ続く。）



## マイナンバー制度に係る政府の方針②

(→ 前頁より)

### ○個人番号カードの普及

・2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する。個人番号カードの費用負担のあり方については、初回交付について窓口で本人の費用負担が生じないように、検討する。

・暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類（健康保険証、各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等）について、個人番号カードへの一元化に向けた検討を行い、2016年1月の交付開始以降、順次、一元化を行うとともに、印鑑証明カードや施設利用カード等の個人番号カードへの一体化等、市町村による独自利用を推進する。

・個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスについて、利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行う。

・公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。

・個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、署名用電子証明書の現在3年の有効期間の延長、利用者証明用電子証明書の導入や発行手数料の低減を図る。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。

### ○法人番号の利活用推進

・国・地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等の情報）を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しについて検討を行い、2016年1月の法人番号の利用開始以降、順次実施する。

・法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル（仮称）」の検討・構築を行う。

・既存の法人に係る各種の番号と法人番号の連携による、法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討し、2016年1月以降、順次、実施・推進を図る。

### ○マイナンバーの利活用推進

・マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用（特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等）について検討を行い、その状況を2014年秋までに政府CIOに報告する。

## 個人番号カードの普及策

### ○交付方法の再考

厳格な本人確認が行われることを前提に、多様な申請・交付の手段（本人確認郵便・書留郵便、郵便局、金融機関、学校（対学生）、事業者（対従業員）等）を市町村長が採りえるよう、柔軟に対応すること。

### ○多くの国民が保有するカードとの機能一元化

健康保険証機能を個人番号カードに集約すること。自動車運転免許証との一元化についても中長期的課題として検討すること。

### ○官民の各種カードの機能一元化

国や地方公共団体が発行するカード（印鑑登録カード、施設使用カード、職員身分証明書等）は順次個人番号カードに置き換えること。

個人番号カードの普及に資する民間事業者のICチップの空き領域の利用を解禁すること。社員証、学生証、診察券、金融機関のキャッシュカード等に利用できるようにすること。

### ○無料交付

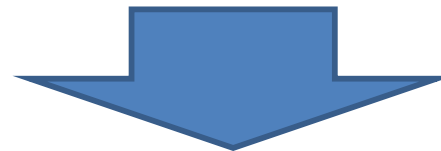
当面は国が全額費用負担し、無料で交付する。民間事業者がスポンサーとなって費用負担することについても中長期的課題として検討すること。

## 健康保険証機能の個人番号カードへの集約化



2016年1月以降、直ちに  
個人番号カードを健康保険証として利用

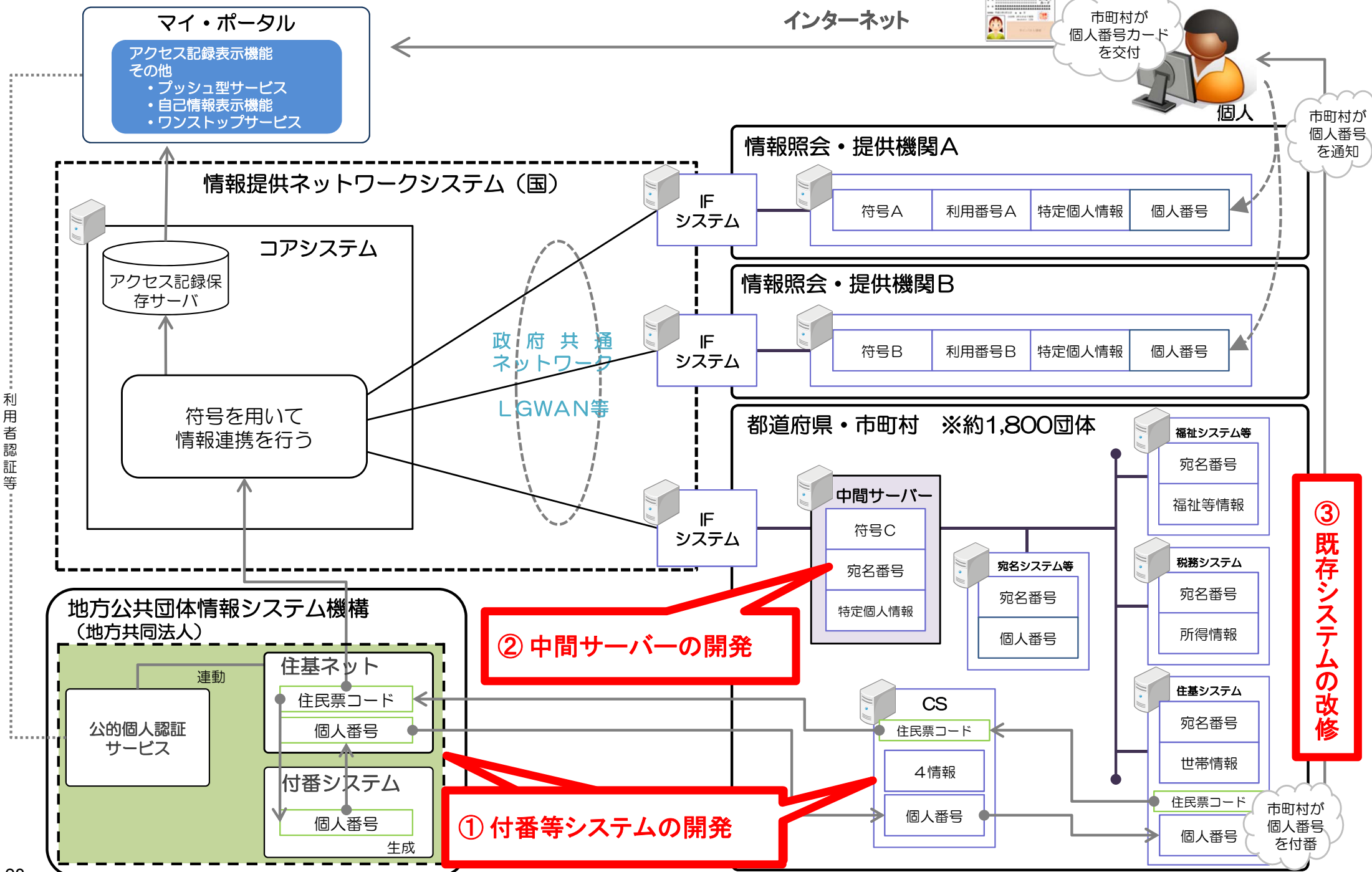
- ・現行のマイナンバー法で対応可能。個人番号カードの普及効果大。
- ・医療機関の窓口で被保険者番号の代わりにマイナンバーを利用
- ・健康保険証発行費用の縮減、顔写真の確認による成りすまし受診の防止が可能
- ・現行法で想定されているレセプトへのマイナンバー記載も容易
- ・大規模なシステム改修は不要
- ・個人番号カードの券面の空きスペースに保険者を識別するシールを貼るなどして、加入している保険の種類がわかるようにする必要



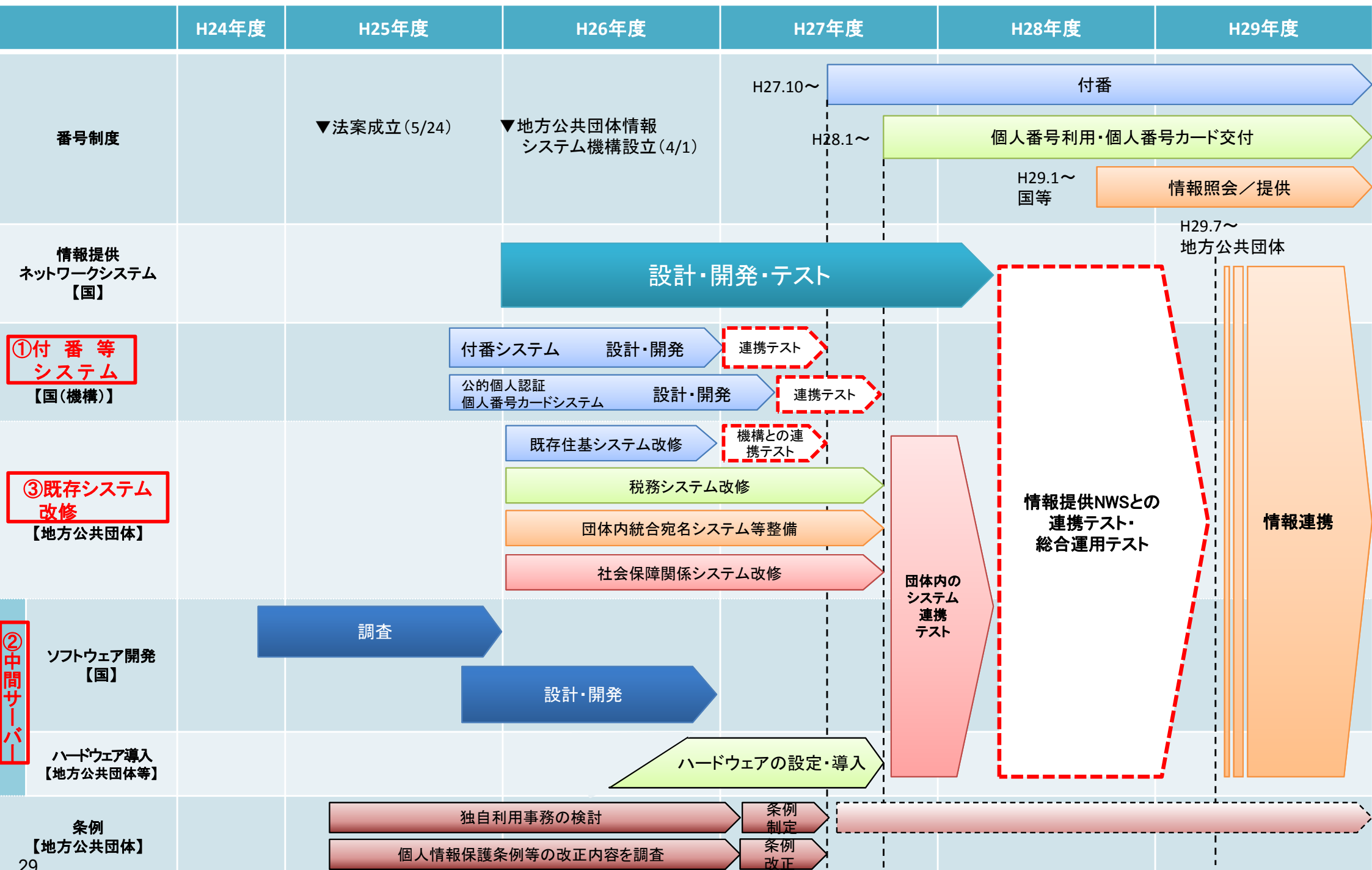
健康保険証機能の個人番号カードへの集約化により、  
2018年度までに約8700万枚普及（国民の約2/3が保有）



# 個人番号制度に係るシステム整備について（全体像）



# 社会保障・税番号制度導入に向けたスケジュール



# ① 個人番号付番等システムの設計・開発の概要

## 個人番号付番等システムの保有する機能

個人番号付番等システムは、番号制度の基盤として、個人番号の生成・配布に係る業務、情報提供ネットワークシステムとの連携に係る業務、電子証明書（公的個人認証）に係る業務、個人番号カードに係る業務を行うためのシステムであり、これを実現するために必要な機能等は以下のとおり。

機能名	概要
個人番号生成機能	<ul style="list-style-type: none"><li>住民票コードを基に個人番号を生成し、住民票コードと個人番号を管理する。</li><li>出生等により新たに個人番号を指定する場合は、その都度、市町村は機構に問い合わせ、個人番号を生成する。（コール&amp;レスポンス）</li></ul>
本人確認情報管理機能	<ul style="list-style-type: none"><li>本人確認情報に個人番号を追加し、保有・管理する。</li></ul>
情報提供ネットワークシステム連携機能	<ul style="list-style-type: none"><li>情報連携に必要な符号を払い出すために、国の行政機関等及びマイ・ポータルから求められた者に対応する住民票コードを情報提供ネットワークシステムへ送信する。</li></ul>
電子証明書管理機能	<ul style="list-style-type: none"><li>マイ・ポータルのログイン等に利用する利用者証明用電子証明書及び電子申請時の署名等に利用する署名用電子証明書の発行、失効、一時保留等を管理する。</li></ul>
個人番号カード発行・管理機能	<ul style="list-style-type: none"><li>個人番号カード交付申請書から、個人番号カードの発行に必要なデータの作成や個人番号カードの発行、個人番号カードの発行状況を管理する。</li><li>盗難、紛失時等に利用者からの一時停止申請の受付等を行い、個人番号カード及び電子証明書を一時的に利用停止する。</li><li>通知カード／個人番号カード交付申請書を住民に送付するため、市町村から受信した宛名情報より印刷用データを作成し、印刷業者へ通知する。</li></ul>

## ②ー1 地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

- 番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについては、次のとおりクラウドの積極的活用等により、共同化・集約化を推進。

### ①ソフトウェア：国による一括開発

- ◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国（総務省）において一括開発（平成25年度～）し、地方公共団体に配布（当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施）

### ②ハードウェア：クラウドによる共同化・集約化

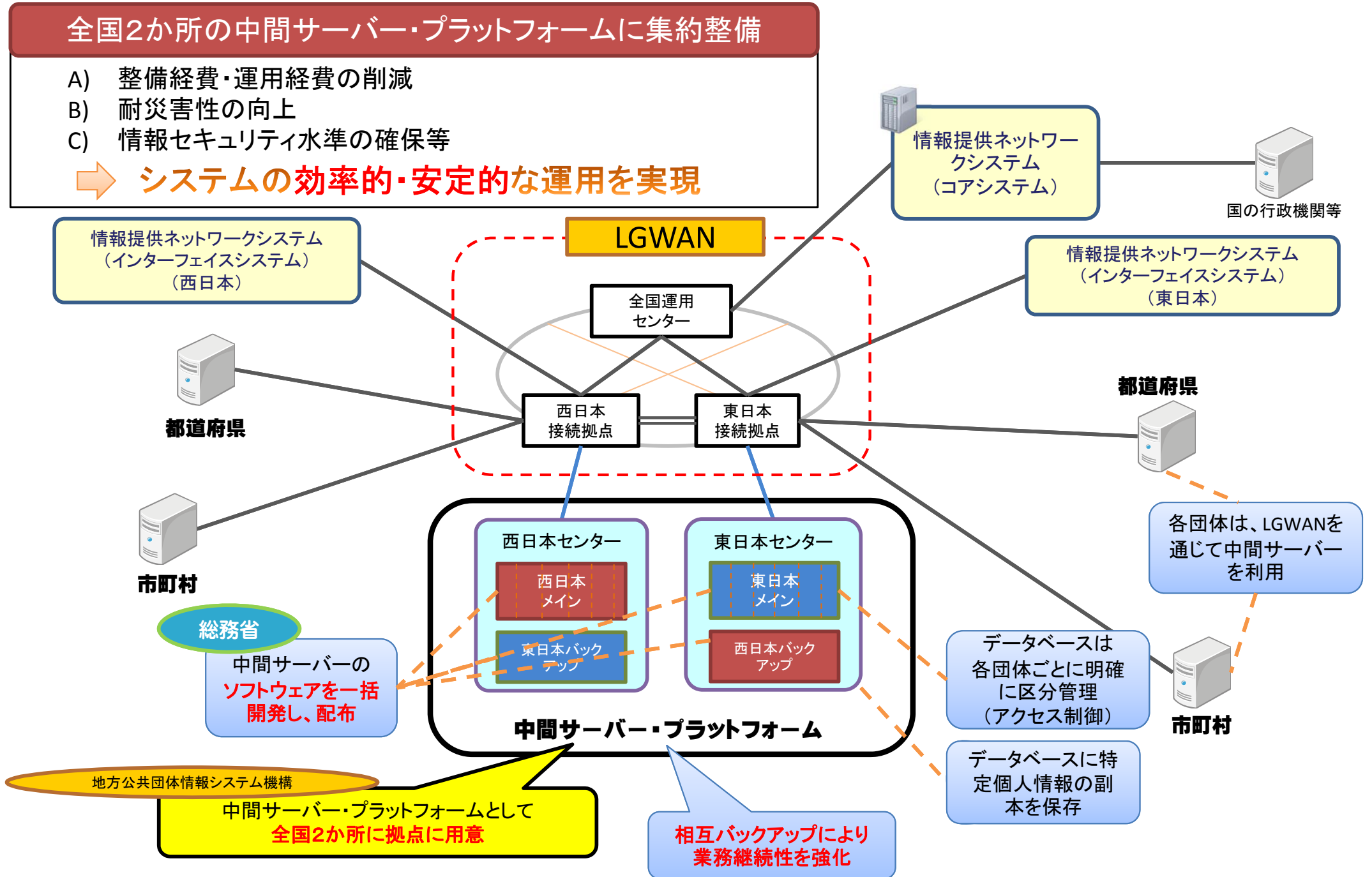
- ◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、地方公共団体情報システム機構が全国2か所に用意（平成26年度後半～27年度で整備）
  - ⇒ LGWAN-ASPの活用
  - ⇒ 地方公共団体情報システム機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用
    - (a)イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b)セキュリティ、運用の安定性の確保につながるもの

# ②-2 地方公共団体の中間サーバーの共同化・集約化（イメージ）

## 全国2か所の中間サーバー・プラットフォームに集約整備

- A) 整備経費・運用経費の削減
- B) 耐災害性の向上
- C) 情報セキュリティ水準の確保等

⇒ システムの効率的・安定的な運用を実現



### ③ 番号制度に係る地方公共団体の既存システムの改修について

- 地方公共団体における番号制度の導入に必要な既存システムの改修等について、以下のような対応が見込まれるところ。

#### 既存住基システムの改修

【対応年度:26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応については26年度中に終わることが必要（テスト等の一部作業は、27年度対応）。このため、全ての市区町村において、26年度に改修作業にとりかかることが必要。

#### 既存税務システムの改修

【対応年度:26年度予算～】

28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

改修負荷が高いことが見込まれる団体（大規模団体等を想定）においては26年度から、改修負荷が低いことが見込まれる団体（パッケージソフトウェアをノンカスタマイズで導入している団体や、小規模団体等を想定）においては27年度からの対応が想定されるが、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、各団体ごとに早期の検討が必要。

#### 団体内統合宛名システム等の整備

【対応年度:26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応、28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

中間サーバーの整備と併せ、情報連携等を行うため、各団体において団体内統合宛名システム等を整備することとし、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、早期の検討が必要。

#### 社会保障関係システムの改修

【厚生労働省が対応】